

前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第4条第1項において「令」という。）において使用する用語の例による。

(個人情報保護管理者)

第3条 市の機関（議会を除く。）及び市が設立した地方独立行政法人（以下「市の機関等」という。）は、法第5章第2節の規定による取扱いを適正に行うため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(個人情報ファイル簿等の作成及び公表)

第4条 市の機関等は、法第75条第1項の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、当該市の機関等が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他令で定める事項を記載した帳簿（第3項において「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、市の機関等は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(開示請求の手続)

第5条 法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関等は、開示請求書に記載する事項について、必要と認める事項を追加することができる。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあって

ては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うに足りる。この場合において、市の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(不開示情報からの除外)

第8条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、前橋市情報公開条例（平成9年前橋市条例第45号）第6条第2号ウに掲げる情報とする。

(費用の負担)

第9条 市の機関等に対して開示請求をする場合において、法第89条第2項の規定により納付しなければならないとする手数料は、無料とする。

- 2 開示請求により保有個人情報の写しの交付（電磁的記録について市の機関等が定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求の手續)

第10条 法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関等は、訂正請求書に記載する事項について、必要と認める事項を追加することができる。

(訂正決定等の期限)

第11条 訂正決定等は、訂正請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。こ

の場合において、市の機関等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第12条 市の機関等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止請求の手続)

第13条 法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関等は、利用停止請求書に記載する事項について、必要と認める事項を追加することができる。

(利用停止決定等の期限)

第14条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第15条 市の機関等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(審査会への諮問)

第16条 市の機関等は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、前橋市個人情報保護審査会条例（令和4年前橋市条例第44号）第2条に規定する前橋市個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づく保有個人情報の安全管理のための措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、法第3章第3節に規定する個人情報の保護等に係る施策を講ずる場合その他の場合において、保有個人情報の円滑な運用のための規程を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合
(実施状況の公表)

第17条 市長は、毎年1回、市の機関等における個人情報の保護制度の実施状況をとりとまとめ、公表するものとする。
(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(前橋市個人情報保護条例の廃止)

2 前橋市個人情報保護条例（平成9年前橋市条例第46号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(守秘義務に関する経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項、第12条第2項及び第34条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は同項の規定の施行の日（以下「附則第2項施行日」という。）前において旧実施機関の職員であった者のうち、附則第2項施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 附則第2項施行日前において旧条例第12条第2項に規定する事務に従事していた者

(3) 附則第2項施行日前において旧条例第34条に規定する業務に従事していた者

4 附則第2項の規定の施行の際現に旧条例第24条の規定により市に置かれた前橋市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者又は附則第2項施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第24条第8項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(審査会の調査審議に関する経過措置)

5 附則第2項施行日前に旧条例第23条第1項の規定により旧審査会にされた諮問又は旧条例第24条第2項の規定により旧審査会が述べた意見は、前橋市個人情報

報保護審査会条例第2条に規定する前橋市個人情報保護審査会に諮問され、又は同審査会が意見を述べたものとみなす。この場合における調査審議については、旧条例の例による。

(開示請求等の手続に関する経過措置)

6 附則第2項施行日前に次に掲げる請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、消去及び目的外利用等の中止等については、なお従前の例による。

- (1) 旧条例第13条に規定する開示の請求
- (2) 旧条例第14条に規定する訂正の請求
- (3) 旧条例第15条に規定する消去の請求
- (4) 旧条例第16条に規定する目的外利用等の中止等の請求

(罰則に関する経過措置)

7 附則第2項施行日前にした行為並びに附則第3項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第2項施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(前橋市民文化会館に関する条例等の一部改正)

8 次に掲げる条例の規定中「前橋市個人情報保護条例（平成9年前橋市条例第46号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

- (1) 前橋市民文化会館に関する条例（昭和57年前橋市条例第21号）第14条第4項
- (2) 水と緑と詩のまち前橋文学館に関する条例（平成5年前橋市条例第28号）第15条第4項
- (3) 前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成16年前橋市条例第49号）第12条第4項
- (4) 道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例（令和4年前橋市条例第4号）第15条第4項
- (5) 前橋市子育てひろばの設置及び管理に関する条例（平成19年前橋市条例第39号）第14条第4項
- (6) 前橋市老人福祉センター条例（昭和42年前橋市条例第53号）第11条第4項
- (7) 前橋市みやぎふれあいの郷の設置及び管理に関する条例（平成16年前橋市条例第23号）第11条第4項
- (8) 前橋市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（昭和61年前橋市条例第6号）第4条第4項

- (9) 前橋市中心身障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成8年前橋市条例第4号）第6条第4項
- (10) 前橋市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成14年前橋市条例第32号）第14条第4項
- (11) 前橋市創業センターの設置及び管理に関する条例（令和元年前橋市条例第7号）第14条第4項
- (12) 前橋テルサの設置及び管理に関する条例（平成25年前橋市条例第20号）第12条第4項
- (13) ジョブセンターまえばしの設置及び管理に関する条例（平成28年前橋市条例第43号）第13条第4項
- (14) 前橋市営駐車場条例（平成5年前橋市条例第46号）第14条第4項
- (15) 前橋市地産地消センターの設置及び管理に関する条例（平成22年前橋市条例第50号）第11条第4項
- (16) 前橋市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例（平成16年前橋市条例第58号）第11条第4項
- (17) 前橋市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成5年前橋市条例第44号）第16条第4項
- (18) 前橋市中央児童遊園条例（昭和29年前橋市条例第84号）第11条第4項
- (19) 前橋市粕川温泉元気ランドの設置及び管理に関する条例（平成16年前橋市条例第26号）第11条第4項
- (20) 前橋市富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館の設置及び管理に関する条例（平成20年前橋市条例第52号）第11条第4項
- (21) 前橋市公園条例（昭和39年前橋市条例第52号）第10条の2第4項
- (22) 前橋市コミュニティセンターに関する条例（平成3年前橋市条例第32号）第11条第4項
- (23) 前橋市林間研修施設おおさる山乃家の設置及び管理に関する条例（平成16年前橋市条例第51号）第11条第4項
- (24) 前橋市赤城少年自然の家の設置及び管理に関する条例（平成18年前橋市条例第38号）第11条第4項